

横浜市資事指令第5011号  
令和6年5月21日

許可番号 第05610070681号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目9番41号

氏 名 株式会社 カナイエンタープライズ  
代表取締役 関口 拓也 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

横 浜 市 長 山 中 竹 春



許 可 の 年 月 日

令和2年8月1日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和7年7月31日

### 1. 事業の範囲

#### 産業廃棄物の種類

(1) 収集・運搬（積替え及び保管を除く）

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む及び石綿含有産業廃棄物を含む）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む及び石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む及び石綿含有産業廃棄物を含む）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む） 以上16種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

(2) 収集・運搬（積替え又は保管を含む）

汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む及び石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む及び石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 以上8種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地

神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目9番41号

#### 保管施設の概要

産業廃棄物の種類：汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む、石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む、石綿含有産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 以上8種類

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

保管面積：76.53 m<sup>2</sup> 保管上限：108.06 m<sup>2</sup>

3. 許可の条件

(1) 積替え又は保管に伴う搬入又は搬出は、自ら行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年8月1日 新規許可

令和2年8月1日 更新許可

令和5年2月1日 変更許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無